

中標津町住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金 給付要件確認フローチャート

はじめに「住民税均等割のみ課税者」とは

住民税が課税者であっても所得割が課税されていないものをいいます。令和5年度住民税が中標津町において課税されている方であれば、住民税年税額 5,000 円の方（均等割額 5,000 円、所得割額 0 円）。

令和5年度の住民税が「均等割のみ課税者のみの世帯」
又は「均等割のみ課税者と非課税者」の世帯ですか？
※世帯員に令和5年度の住民税所得割課税者はいない。

いいえ

給付対象となりません。

はい

基準日（令和5年12月1日）時点で、中標津町に住民
登録がある世帯ですか？

いいえ

給付対象となりません。

はい

既に非課税世帯等給付金（3万円または7万円もしくは
その両方）を受給した世帯ではありませんか？
※税更正により非課税世帯から均等割のみ課税世帯にな
った世帯や、家計急変による給付金受給世帯

受けて
います

給付対象となりません。

はい

世帯員のうち、住民税課税となる所得があるのに未申告
である方はいませんか？

いいえ

給付対象となりません。

はい

世帯員のうち、令和5年1月2日から令和5年12月1日の間に、中標津町に転入された方はいませんか？

はい

中標津町から「確認書」を送付いたしますので、
内容の確認及び必要事項を記入して、同封の返信用
封筒にて確認書を返送願います（要返送）。

お手数ですが、給付金受け取りを辞退される方も
その旨記入され返送願います。

います

中標津町から「確認書」が送付されま
せんので、給付金を受け取るには、申請が必要
となります。必要書類等をご確認のうえ申請
願います。